

【固定資産税】

《新築住宅に対する減額措置》

新築された住宅が次の要件を満たすときには、新築後一定期間、床面積が120㎡までの固定資産税（家屋分）が2分の1減額されます。

◆軽減を受けるための要件（すべてを満たすこと。）

用途	専用住宅又は併用住宅であること。 （併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られません。）
床面積	居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下 〔 共同住宅などで貸家住宅の場合は、世帯別に区画された部分の床面積が40㎡以上280㎡以下 〕 〔注〕住宅用の車庫、物置などの床面積を含めて判定します。

※ 分譲マンションなど、区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋専有部分の床面積の割合で按分した共用部分の床面積」で判定します。

◆減額対象床面積

居住部分の床面積が120㎡以下の家屋は、その全部、120㎡を超える家屋は、120㎡相当分が減額の対象となります。

◆減額の期間

- ① 一般住宅（②以外の住宅） 新築後3年度分（認定長期優良住宅は5年度分）
- ② 3階建以上の中高層耐火住宅 新築後5年度分（認定長期優良住宅は7年度分）

※ 増築などにより、減額期間中に要件を満たさなくなった場合は、減額措置の適用がなくなります。

◆手続

新たに固定資産税が課される年度の初日が属する年の1月31日までに、「固定資産税減額申告書」又は「認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書」（税務課で配布又はホームページよりダウンロード）に必要事項を記入し、認定長期優良住宅については、認定通知書の写しを添えて、税務課へ直接提出をお願いします。